

平成28年12月16日(金)
14:00～15:00
千葉県後期高齢者医療広域連合 会議室

[次 第]

. 開会

. 事務局からの説明

ページ

- 1 . 「平成27年度千葉県後期高齢者医療の概況」について（報告） … 2
- 2 . 第三次広域計画の策定について（報告） …… 2
- 3 . 保健事業について …… 4

. 閉会

< 参考資料 > …… 10

- ・ 懇談会設置要綱
- ・ 席次表
- ・ 出席者名簿
- ・ 別冊 平成27年度千葉県後期高齢者医療の概況
- ・ 別冊 千葉県後期高齢者医療広域連合第三次広域計画（素案）
- ・ 別紙 パブリックコメント（意見募集）の実施結果

1. 「平成27年度千葉県後期高齢者医療の概況」について

「平成27年度千葉県後期高齢者医療の概況」により説明

2. 第三次広域計画の策定について

(1) 広域計画とは

広域計画は、地方自治法第291条の7の規定により定めるもので、広域連合と関係市町村が事務処理を行うための指針となるものであると同時に、関係市町村やその住民に対して広域連合の基本方針などを示すもの。

第二次計画が28年度末までの5か年計画であることから、計画の見直しを図る必要がある。

(2) 策定にあたっての取組（第1回懇談会以降）

素案の当初案に対して、7月～8月に懇談会委員をはじめ、全市町村、県等の関係機関に意見照会し、その結果に基づく修正を行った。

修正後の素案に対し、平成28年10月25日から11月24日までの間、パブリックコメント（意見募集）を行い、1名から2件の意見があった。

修正にあたっては、広域連合職員及び関係市町村職員の担当者の代表28名で構成する策定ワーキンググループ（WG）に修正内容について意見照会

関係機関等からいただいた意見及びそれに対する本広域連合の考え方

ページ等	いただいた意見	本広域連合の考え方
全体	<p>本計画では広域連合が行う事務と関係市町村が行う事務が併記されています。本計画は事務だけでなく、保健事業の業務もあり、この分野が拡大しつつあります。従って、事務・業務として括った方が良さそうに思います。</p> <p>また、2つに分けて役割分担するよう記述されていますが、合同で行う事務・業務もあってしかるべきと思います。今回の</p>	<p>この計画における「事務」とは、規約第5条で定める「後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務」のことであり、デスクワークに限定せず仕事全般を示しております。（地方自治法第2条で「普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する」と定められている事務と同じ使われ方で</p>

	<p>素案づくりも合同でワーキンググループを立ち上げたようです。</p>	<p>す。) 従って、保健事業に関する仕事も「事務」として記載しており、このままの表記といたします。 また、後段の「合同で行う業務・事務もあってしかるべき・・・」とありましたが、後期高齢者医療制度の実施に関連した事務は、そもそも広域連合と関係市町村が合同で行っており、広域計画では、合同で行っている中での役割分担を記載しております。</p>
<p>P5 (8)制度の改善に関する事務</p>	<p>P5の「(8)制度の改善に関する事務 [関係市町村]」にある「現行制度の改善について、千葉県後期高齢者医療広域連合協議会などを通し、広域連合に協力していくとともに、全国市長会、全国町村会などと連携し、国に対し必要な要望を行います。」の、「とともに、全国市長会、全国町村会などと連携し、国に対し必要な要望を行います」の部分を削除する。 理由は、市町村として国に対しての要望は、広域連合を通じて全国協議会から要望しているため、「全国市長会、全国町村会などと連携し～」の記載は不要であると考えから</p>	<p>指摘のとおり、市町村として国に対する要望を広域連合と連携して行っているため、文言を追加します。 ただし、広域連合を通じて要望していたとしても、全国市長会、全国町村会と連携して要望することが不要とは断定できないため、「現行制度の改善について、千葉県後期高齢者医療広域連合協議会などを通し、広域連合に協力していくとともに、広域連合、全国市長会、全国町村会などと連携し、国に対し必要な要望を行います。」とします。</p>

(3)パブリックコメント(意見募集)の実施結果

別添資料により説明(当日配布)

(4)今後のスケジュール

1月～素案を最終案として幹事会、協議会に協議後、議案として提出

3. 保健事業について

(1) 健康診査事業

生活習慣病やその傾向がある者を早期に発見し、予防や早期治療につなげていくことで、被保険者の健康を保持・増進することを目的に実施する。

受診者数及び受診率

年 度	事業費	受診対象者数	受診者	受 診 率	
				千葉県	全 国
23	1,261,008 千円	534,241 人	156,378 人	29.3%	23.7%
24	1,476,786 千円	558,558 人	173,330 人	31.0%	24.5%
25	1,576,990 千円	585,875 人	185,900 人	31.7%	25.1%
26	1,756,388 千円	608,912 人	200,487 人	32.9%	26.0%
27	1,949,368 千円	635,959 人	216,305 人	34.0%	26.8%

【健康診査項目】

「後期高齢者医療制度事業費補助金交付要綱」及び事業実施に関する通知による。

腹囲計測を除く特定健康診査の健診項目とされている。なお、医師が個別に必要と判断した場合に行う追加項目として、貧血検査・心電図検査・眼底検査が設定されている。

(2) 歯科口腔健康診査事業

後期高齢者医療制度の被保険者の口腔機能低下や、肺炎等の疾病を予防するとともに、口腔機能の状態を把握することにより、口腔機能の維持・改善を図ることを目的として実施した。

【対象者】

昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生まれの者（平成27年度中に75歳に到達した者）

【委託先】

一般社団法人 千葉県歯科医師会会員で、本歯科健診事業の実施に協力する歯科医療機関。

【実施期間】

平成28年6月1日～平成28年10月31日

【診査指導項目】

口腔診査

- (a) 歯の状況
- (b) 歯周病の状況
- (c) その他の所見

義歯の状態、義歯清掃状況、口腔軟組織疾患、顎関節異常

口腔乾燥、歯牙・口腔清掃状況

(d) 口腔機能診査

口唇・舌機能診査、嚥下機能診査

口腔衛生指導

- (a) う蝕・歯周疾患の予防法
- (b) ブラッシング指導
- (c) 食事・生活指導など

【費用】

受診者の自己負担額無料（受診期間中1回）

【受診状況】

平成28年度実施市町村 50市町村

対象者 65,681人(うち除外者1,653人)

受診者 5,191人 8.11%

【健診結果】

異常なし 940人

要指導 1,093人

要治療 2,318人

治療の実施 2,067人

(3) データヘルス計画

平成28年2月に平成28年度及び平成29年度のデータヘルス計画（保健事業実施計画）を策定した。

【データヘルス計画推進会議の設置】

データヘルス計画の推進、評価するとともに、次期計画の策定にあたり、構成市町村の意見を反映させるため、千葉県後期高齢者医療広域連合データヘルス計画推進会議を設置した。

推進会議の組織については、広域連合幹事会構成市町村の各支部から委員を推薦いただき組織している。

第1回千葉県後期高齢者広域連合データヘルス推進計画会議開催

期 日 平成28年9月8日（木）

会 場 広域連合 会議室

参加者 推進委員 15人 事務局

内 容 現計画における個別保健事業の進捗管理について、現在取り組んでいる事業、健康診査や長寿健康増進事業等の現状・課題を踏まえ、これからの健康診査受診率の向上と次期データヘルス計画策定に係る保健事業について協議した。

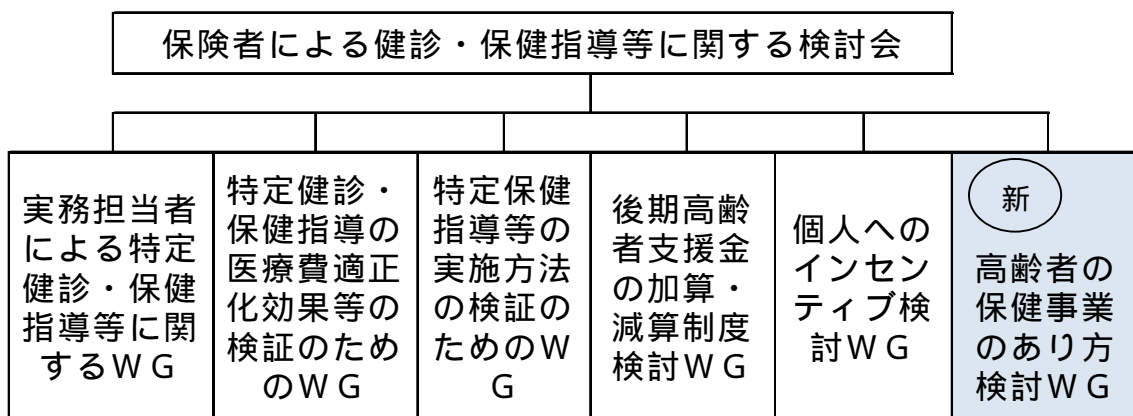
(4) 高齢者の保健事業に関する国の取組み

時期	実施事項	
平成27年度	「後期高齢者の保健事業のあり方に関する研究」 (平成27年度厚生労働科学研究特別研究)	
平成28年度	高齢者の低栄養防止・重病化 予防等の推進事業	高齢者の保健事業のあり方検討 ワーキンググループ 平成28年度(6、7月～) ・保健事業のあり方の検討 ・モデル事業ヒヤリング (先進的な取組の実態把握) ・ガイドライン(暫定版)の作成
		平成29年度
平成29年度	高齢者の低栄養防止・重病化 予防等の推進事業	・事業の効果検証を通じた ガイドラインの作成、策定
平成30年度	フレイル対策をはじめとした 高齢者の特性に応じた保健事業の本格実施(全国展開)	

高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループについて

平成28年度から「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」の下に、新たなワーキンググループとして、「高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ」を設け高齢者の保健事業のあり方について、さらに具体的な検討を進める。

あり方の検討に加え、高齢者の特性を踏まえた効果的な保健事業のガイドラインを策定し、広域連合や市町村の保健事業の推進を図る。



後期高齢者医療における保険者インセンティブ

「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2015」において、保険者における医療費適正化に向けた取組みに対する一層のインセンティブ強化について制度設計を行うこととされ、医療費の適正化、予防・健康づくりといった保健事業の取組みを支援するための仕組みとしての評価指数の候補を定め、平成28年度からの特別調整交付金の算定に反映させることとなり、評価指標案が提示されている。

【指標候補】

ア 共通の指標

- ・健康診査の実施・活用の取組
- ・歯科診査の実施・活用の取組
- ・糖尿病等の重病化予防の取組
- ・広く加入者に対して行う予防や健康づくり取組
- ・重複・頻回受診者、重複投薬者等への訪問指導
- ・後発医薬品の促進の取組及び使用割合

イ 固有の指標

- ・データヘルス計画の策定状況
- ・低栄養防止・重病化予防等の推進事業
- ・保健事業実施のための専門職の配置
- ・医療費通知の実施
- ・地域包括ケア推進の取組
- ・国民健康保険等と連携した保健事業の実施状況
- ・第三者求償の取組状況

【交付額】

すべてを満たし、満点を獲得した場合の交付額を定め、実際に獲得した点数 / 100 を基準額に乗じた金額を交付することになる。

基準額（被保険者規模）

60万人以上80万人未満 1,200万円

< 参考資料 >

【千葉県後期高齢者医療懇談会設置要綱】

(設置)

第1条 後期高齢者医療制度の適正かつ円滑な運営に資するため、千葉県後期高齢者医療懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 保険料に関する事。
- (2) 医療給付に関する事。
- (3) 保健事業に関する事。
- (4) その他後期高齢者医療制度の運営に関する事。

(組織)

第3条 懇談会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。

- (1) 被保険者を代表する者
 - (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する者
 - (3) 被用者保険等の医療保険者を代表する者
 - (4) その他広域連合長が必要と認める者
- 2 前項の委員の定数は、12人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名した者とし、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、総務課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成19年7月4日から施行する。

附 則 この要綱は、平成21年1月29日から施行する。

< 資料 >

【席次表】(委員10名)

尾形 記録
市原市 船橋市 棚橋

(東金市) 奥田 総務 補佐		(柏市) (成田市) 橋本 石橋 資格保険料 給付管理 補佐 補佐
-------------------------	--	--

傍聴席

(県) 福田 総務 課長	(千葉県) 湯川 局次長	(県) 布施 事務 局長	(船橋市) (市川市) 増淵 山田 資格保険料 給付管理 課長 課長
広域連合事務局			

高木 資郎
健康保険組合連合会千葉連合会
業務部会副会長

高石 静江
千葉県老人クラブ連合会
評議員

萩野 総子
千葉市若葉区民生委員
児童委員協議会

鈴木 啓二郎
千葉県シルバー人材センター
連合会副会長

三浦 弘美
全国健康保険協会千葉支部
企画総務部長

飯嶋 久志
千葉県薬剤師会
薬事情報センター長

山倉 久史
千葉県歯科医師会
理事

佐藤 孝彦
千葉県医師会
理事

副会長 石丸 美奈 千葉大学大学院 看護学研究科准教授	会長 野尻 雅美 千葉大学看護学部 名誉教授
--------------------------------------	---------------------------------

【出席者名簿】

区分	委員名	団体名	役職	任期	出欠	代理
被保険者代表	鈴木 啓二郎	公益社団法人 千葉県シルバー人材センター連合会	副会長	H28.7.22 ~ H29.3.31		
	萩野 總子	千葉市若葉区民生委員 児童委員協議会	副会長	H27.10.23 ~ H29.3.31		
	高石 静江	公益財団法人 千葉県老人クラブ連合会	評議員	"		
保険医等代表	佐藤 孝彦	公益社団法人 千葉県医師会	理事	"		
	杉山 茂夫	一般社団法人 千葉県歯科医師会	副会長	"	代	理事 山倉 久史
	飯嶋 久志	一般社団法人 千葉県薬剤師会	薬事情報 センター長	"		
医療保険者代表	高木 資郎	健康保険組合連合会 千葉連合会 業務部会	副部会長	H28.7.22 ~ H29.3.31		
	三浦 弘美	全国健康保険協会 千葉支部	企画総務 部長	H28.10.31 ~ H29.3.31		
	小原 吉彰	地方職員共済組合 千葉県支部	事務長	H28.7.22 ~ H29.3.31	欠	
連合長が必要と認める者	野尻 雅美	千葉大学看護学部	名誉教授	H27.10.23 ~ H29.3.31		
	石丸 美奈	千葉大学大学院 看護学研究科	准教授	"		
	澤田 いつ子	公益社団法人 千葉県看護協会	専務理事	"	欠	